

半田市障がい者体験的宿泊事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、体験的宿泊事業（以下「事業」という。）の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、半田市とする。

2 市長は、事業の実施を第5条に規定する事業者へ委託するものとする。

(実施内容)

第3条 地域において、自立した生活を営むことを希望する障がい者に居室を確保し、一人暮らしに向けた体験的宿泊（宿泊を伴わない滞在であって、宿泊につなげることを目的としたものを含む。）の場を提供するものとする。

(利用対象者)

第4条 この事業の対象者は、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第4条に規定する者とする。

(実施事業所)

第5条 事業を実施できる事業者は、法に定める短期入所事業、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助事業若しくは自立訓練を実施している事業者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを実施している事業者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める救護施設を運営する事業者であって、別表第1に定める人員及び設備に関する基準を満たすものとする。

(利用の方法)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、半田市地域生活支援事業実施要綱第6条第2項に規定する地域生活支援事業支給決定通知書を事業者へ提示し、事業者へ直接依頼するものとする。

(利用日数)

第7条 事業を利用できる日数は、前条に規定する支給決定通知のあった日から利用者

の誕生日の属する月の末日までの期間で、24日（うち、宿泊を伴わない滞在であって、宿泊につなげることを目的としたものにあつては2日）を限度とする。

（サービスに要する費用）

第8条 この事業の利用に要する経費は、サービス単価表（別表第2）に定める額とする。

（利用者負担）

第9条 利用者は、前条に規定する費用から半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第11条に規定する地域生活支援給付費を控除した額を事業者に支払うものとする。

（利用者区分）

第10条 第8条に規定するサービス単価表の利用者区分は、障がい支援区分認定審査会の認定を受けている者は、その障がい支援区分によるものとする。この場合において、障がい支援区分1又は2の者は利用者区分1、障がい支援区分3又は4の者は利用者区分2、障がい支援区分5又は6の者は利用者区分3とする。

2 障がい支援区分認定審査会の認定を受けていない者は、市が別に定める調査票による区分認定により利用者区分1から3までに分類する。

（遵守事項）

第11条 事業者は、受け入れることが可能な障がい種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を整備しておかななければならない。

3 事業者は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、従業員、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

人員及び設備に関する基準

項目	内 容
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者が 3 名以下の場合、施設従事者を 1 名以上配置し、施設利用者が 4 名以上の場合 2 名以上配置すること。
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者定員は 6 名とする。 ・居室 1 室あたりの定員は設けないものとする。 ・居室を地階に設けてはならない。 ・施設利用者 1 名あたりの床面積は 8 平方メートル以上（収納設備を除く。）であること。 ・寝台又はこれに代わる設備を有すること。 ・各居室にブザー又はこれに代わる設備を有すること。 ・食事の提供に支障がない広さを有する食堂を有すること及び調理に必要な備品を有すること。 ・入浴設備を有すること。ただし、民間施設等での入浴が可能な場合はこの限りではない。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・人員及び設備の基準を満たしている場合でも、設備の衛生状態等により宿泊に適していない環境であると判断した場合は実施を認めない場合がある。

別表第2（第8条関係）

サービス単価表

単位（日）

障がい支援区分	利用者区分	算定単位
区分1又は2	区分1	498単位
区分3又は4	区分2	602単位
区分5又は6	区分3	835単位

- 備考1 重症心身障がい者及び行動援護対象者に対しサービス提供したときは、1日につき、150単位を加算する。
- 2 療養介護対象者及び医療的ケアを要する者に対しサービス提供したときは、1日につき、388単位を加算する。
- 3 初めて利用したときは、1回につき200単位を加算する。
※利用の事業所が異なれば再度初回加算の算定は可とする。
- 4 入浴サービスを提供したときは、1回につき40単位を加算する。
- 5 国制度に定める低所得者に対し食事を提供したときは、1日につき、30単位を加算する。
- 6 1単位は10円とする。
- 7 半田市地域生活支援拠点等認定要綱に基づく認定を受けた事業所がサービスを提供したときは、1日につき50単位を加算する。